

研究資金の不正使用に係る調査等に関する規程

平成 22 年 4 月

株式会社アミンファーマ研究所

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社アミンファーマ研究所における機関経理経費の不正使用に厳正かつ適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、当社における機関経理経費の適正な使用に資することを目的とする。

(通報等)

第 2 条 代表取締役社長は、役職員から研究資金の不正使用発生に係る電話・電子メール、FAX、書面、面会により通報又は告発（以下「通報等」という。）を受ける窓口とする。

2 代表取締役社長は、電子メール、FAX、書面により通報等を受けた場合には、当該通報者に対し、速やかに通報等を受領した旨を通知しなければならない。

3 代表取締役社長は、通報等が匿名であった場合においても、管理等規程及びこの規則に基づき必要な措置をとることができるものとする。

4 代表取締役社長は、役職員等以外の者から通報等があった場合、当該通報等の内容に応じて、第 3 項の定めに基づいてこれを扱うことができるものとする。

(事実確認)

第 3 条 代表取締役社長は、通報等を受けた場合、研究資金の不正使用の事実の確認に務めなければならない。

(調査委員会)

第 4 条 代表取締役社長は、前条に定める報告を受けた場合、責任者に研究資金の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を指示する。

2 調査委員会は、報告を基にして研究資金の不正使用について調査を行い、不正使用があったと認定した場合は、当該不正使用に関わる者の特定及び当該不正使用の内容、範囲の把握等を行う。

3 代表取締役社長は、外部有識者を調査委員会の委員に委嘱することができる。

4 その他、調査委員会の運営に関し必要な事項は、代表取締役社長が調査委員会に諮って定める。

(調査)

第 5 条 調査委員会は、調査を行うにあたっては、役職員の中から調査担当者を指名し、速やかに調査計画を策定し、調査を行うこととする。

(調査への協力義務)

第 6 条 役職員は、通報等の事実関係の調査に際して資料の保全、事情聴取等の必要な協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会は、調査終了後、すみやかに調査結果について報告書案をまとめ、代表取締役社長に提出することをもって、必要な調査等の手続きを終了するものとする。

(是正措置の決定)

第8条 代表取締役社長は、前条の調査報告書を基に是正措置の必要性の有無、その他必要事項を決定し、その対応を役職員に指示する。

(是正措置等の確認)

第9条 調査委員会は、当該措置が適正に実施されているか確認し、代表取締役社長に報告しなければならない。

附則 この規定は平成22年4月1日より実施する。

研究資金の不正使用に係る調査等に関する規定

平成 23 年 4 月
株式会社アミンファーマ研究所
平成 27 年 10 月改定
(第 10 条第 3 項新設)

平成 19 年 2 月に制定された研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の制定に基づき検収業務体制の徹底を図ることを目的とし、社内規定「研究資金の不正使用に係る調査等に関する規定」について以下の規定を新設する。

(検収業務の実施)

第 10 条 公的研究費により購入した研究用物品の検収業務については、全ての研究用物品について、発注した研究者以外の者が検収業務を行うこととする。

2 検収後の発注および契約内容については、発注および検収業務を行った以外の者(片桐専務取締役または蒲池参与)が全ての研究用物品について確認を行う。

3 特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収については、第 1 ステップとして発注者以外の物が検収を行い、その後、発注者が内容を正確に確認し、最後に専務取締役へ報告を行い、3 ステップで確認を行うこととする。

附則 この規定は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

附則 第 10 条第 3 項については、平成 27 年 10 月 1 日より実施する。

研究資金の不正使用に係る調査等に関する規定

平成 27 年 10 月

株式会社アミンファーマ研究所

平成 19 年 2 月に制定された研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の制定に基づき不正に係る調査の体制・手続き等の徹底を図ることを目的とし、社内規定「研究資金の不正使用に係る調査等に関する規定」について以下の規定を新設する。

(告発等の取扱い)

第 11 条 告発等(報道や会計検査院などの外部機関からの指摘を含む)を受けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(調査中における一時執行の停止)

第 12 条 被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(認定)

第 13 条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 14 条 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

附則 この規定は平成 27 年 10 月 1 日より実施する。